

千葉県がん・生殖医療ネットワーク会則

(名称)

第1条 当団体は、千葉県がん・生殖医療ネットワーク Chiba OncoFertility NETwork(以下、COFNET という。)と称する。

(目的)

第2条 COFNET は、千葉県内におけるがん等の治療及び生殖医療に従事する医療機関、行政機関等が互いに連携して、小児・AYA世代のがん等の患者やその家族に、妊娠性温存に関する正しい情報を提供するとともに、適切な妊娠性温存療法を円滑かつ効率的に実施するための連携体制を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 COFNET は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)妊娠性温存療法に関する情報交換及び情報発信
- (2)がん・生殖医療ネットワーク体制の構築と整備
- (3)妊娠性温存療法を必要とする患者・家族の支援
- (4)妊娠性温存療法推進に関する普及啓発・人材育成
- (5)研修、協議会等の開催
- (6)患者、県民への情報提供・啓発事業
- (7)その他 COFNET 発展のために必要な事業

(組織)

第4条 COFNET の構成員は、次に掲げる者とする。なお、構成員名簿は別添のとおりとする。

- (1)がん診療施設の医療従事者
- (2)生殖医療施設の医療従事者
- (3)県内の行政機関及び団体等
- (4)その他ネットワークが必要と認めた者

(代表、副代表及び運営委員)

第5条 COFNET に代表 1 名、副代表1名及び運営委員若干名を置く。

2 代表は、構成員の互選により選任し、副代表は、構成員の中から代表が指名する。

3 代表は、当ネットワークを代表する。

4 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代理する。

5 代表及び副代表の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 運営委員は、代表がこれを委嘱し、任期は2年とするが、再任を妨げない。

6 代表及び副代表が欠けた場合における後任の代表及び副代表の任期は、前任者の残任期間とする。

(入会及び退会)

第6条 COFNET への入会を希望する者は、入会届(様式1)を事務局に提出するものとし、その者が第4条に掲げる条件に適合すると代表が認めるとときは、入会届が受理された日をもって構成員となる。

2 代表は、前項の者の入会を認めないとときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 COFNET からの退会を希望する者は、退会届(様式2)を事務局に提出するものとし、退会届が受理された日をもって構成員でなくなる。

(変更)

第7条 構成員は、氏名、所属等に変更が生じたときは、変更届(様式3)を事務局に提出するものとする。

(協議会)

第8条 協議会は、全構成員をもって構成し、原則として年に 1 回開催するものとする。

2. 協議会は、代表が招集する。

3. 協議会の議長は代表が務める。

4. 協議会は、構成員の過半数の出席で成立する。議事は、出席者の過半数をもって決する。

5. やむを得ない理由により協議会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権行使することができる。

(運営)

- 第9条 運営委員会は、必要に応じ代表が招集する。
2. 運営委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、COFNET の代表及び副代表をもって充てる。
 3. 運営委員会は委員長、副委員長、運営委員をもって構成する。
 4. 運営委員会は、COFNET の目的を達成するための関連する事項を審議し決定する。
 5. 運営委員は、委員の過半数の出席・委任をもって成立することとする。
 6. 欠席者は委任状を提出することにより、審議内容を出席委員に一任する。

(事務局)

第10条 COFNET は、千葉県がん・生殖医療相談支援センターにおいて処理する。

(変更)

第11条 この会則は、協議会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない

(その他)

第12条 この会則に定めるほか、COFNET の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

1. 本会則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
2. 本会則は、令和 5 年 12 月 11 日から変更する。